［項を削る。］

（特定合併の認可申請）

第二十条　［略］

2　［略］

3　法第二十五条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。

（新設分割の認可申請）

第二十一条　［略］

2　［略］

3　法第二十七条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。

（吸収分割の認可申請）

第二十二条　［略］

2　［略］

3　法第二十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。

（事業譲渡の認可申請）

第二十三条　［略］

2　［略］

3　法第三十一条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。

（電磁的方法による招集通知の発出）

第二十五条　特別振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電磁的方法による通知を発出しようとするときは、あらかじめ、その加入者に対し、当該特別振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　次に掲げる電磁的方法のうち、特別振替機関が使用するもの

［イ・ロ　略］

3　第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　申請者の商号

二　申請年月日

（特定合併の認可申請）

第二十条　［同上］

2　［同上］

3　法第二十五条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

（新設分割の認可申請）

第二十一条　［同上］

2　［同上］

3　法第二十七条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

（吸収分割の認可申請）

第二十二条　［同上］

2　［同上］

3　法第二十九条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

（事業譲渡の認可申請）

第二十三条　［同上］

2　［同上］

3　法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

（電磁的方法による招集通知の発出）

第二十五条　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［略］

［2～4　略］

（電磁的方法による議決権の行使）

第二十七条　［略］

2　前項の電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［3・4　略］

ハ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　［同上］

［2～4　同上］

（電磁的方法による議決権の行使）

第二十七条　［同上］

2　前項の電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［3・4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（口座管理機関に関する命令の一部改正）

第三条　口座管理機関に関する命令（平成十四年内閣府法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外国口座管理機関の指定の申請）	（外国口座管理機関の指定の申請）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
5　指定国内上位機関に対する第一項の指定申請書又は当該指定申請書に添付すべき書類（以下この項において「指定申請書等」という。）の提出については、当該指定申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。第三号において同じ。）で作成されている場合には、電子情報	5　指定国内上位機関に対する第一項の指定申請書又は当該指定申請書に添付すべき書類（以下この項において「指定申請書等」という。）の提出については、当該指定申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。）で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方